

(公印省略)
令和7年11月27日

川西市議会議長
大矢根秀明様

総務生活常任委員長
中井成郷

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和7年11月27日）

1. 議案第56号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、令和7年8月の人事院における国家公務員給与改定勧告及びこれに対する国の措置等並びに令和7年11月の川西市特別職報酬等審議会の答申への対応等を行うため、一般職の職員、特別職に属する常勤の職員、市議会議員、会計年度任用職員、一般職の任期付職員、特別職の職員で非常勤のものの給与等を改定するもの。

質疑の概要

問 本案における職員の期末手当及び勤勉手当並びに給与、議員の期末手当及び議員報酬、さらに、議会選任の監査委員の報酬について、それぞれの対象人数及び引き上げによる影響額を伺いたい。

答 それぞれの対象人数及び影響額について、正規職員は期末手当及び勤勉手当が約1200名で約2000万円、給与が同じく約1200人で約2億3000万円となっている。会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当が約770人で約500万円、給与が約1200人から約1300人で約1億円となっている。議員報酬については、24人分で期末手当が約73万円、議員報酬と議選監査委員の報酬を合わせて約810万円となっている。

問 川西市特別職報酬等審議会から市長、副市長、教育長及び上下水道管理者における給料月額を3.5%増額改定する答申があったものと認識しているが、令和8年10月27日までの間、凍結する規定を設けている点について、どのような議論があったのか伺いたい。

答 当該審議会においては、人事院勧告や近隣自治体の状況などの客観的なデータに基づき、特別職の給料月額を3.5%引き上げる旨の答申がなされたものであるが、現状において特別職の給料月額を8年3月末まで独自に減額していることから、附則で増額の凍結を規定する判断をしたところである。

答 本来は、るべき給与、報酬については適切に受け取ってもらいたいという思いがある一方で、財政健全化を進めている状況で、市民の皆さんにも協力をいただいている中、現在も特別職は独自に減額していることから、減額を継続することとしたものである。

問 本案により監査委員のうち1人を常勤とする旨の説明があったが、その理由を伺いたい。

答 川西市特別職報酬等審議会において監査委員の報酬額を検討する中で、現状、住民監査請求の影響などにより業務量が増加していることや、近隣市では代表監査委員を常勤としている自治体も見受けられること、また、今後は監査体制の強化に加え、内部統制を推進していくことを踏まえ、更なる業務量の増加が見込まれることから、監査委員1人を常勤化する判断に至ったものである。

特記事項 修正案提出あり

【修正案の内容】

令和7年12月及び8年6月に支給する川西市議会議員の期末手当及び、8年4月1日から10月27日までの議員報酬並びに、8年4月1日から10月27日までの議員の中から選任された監査委員の報酬の引き上げを凍結する。

【修正案に対する質疑】

問 修正案における議員の期末手当及び報酬の凍結による効果額を伺いたい。

答 議員の期末手当で約73万円、議選監査委員を含む報酬で約450万円の削減を見込んでいる。

問 川西市議会基本条例において、議員報酬は川西市特別職報酬等審議会の答申などに基づき定めると規定されているが、修正案を提案する理由を伺いたい。

答 議会基本条例において定められているとおり、議員報酬等については第三者機関である川西市特別職等報酬審議会における答申に重きを置いている点に間違いないものの、本条例ではその他の事情を考慮することについても定められていることから、現在の社会情勢等を踏まえ、修正案を提案しているものである。

審査結果 修正案否決（賛成少数）、原案可決（賛成多数）